

金融庁 御中

主要国のサステナビリティ情報等の
開示・保証の動向に関する調査報告書
概要

2024年3月29日

The EY logo consists of the letters 'EY' in a bold, black, sans-serif font. A yellow diagonal bar is positioned behind the 'Y'.

Building a better
working world

本調査の概要

1-1. 背景と目的

▶ 本調査の背景

- ▶ サステナビリティ開示の基準策定や活用の動きが国内外で急速に進んでいる中、我が国のサステナビリティ開示基準の開発やその法令上の位置づけ、サステナビリティ情報に対する保証のあり方等の議論を進めていくことは急務となっている
- ▶ また、国際的にサステナビリティ開示に関する基準策定の議論が進んでいる中、サステナビリティ開示基準や保証のあり方を検討するにあたっては、国際的な整合性を図りつつ、全体として充実したサステナビリティ開示を着実に進めることが求められる
- ▶ 一方で、中長期的な企業価値にとって重要なサステナビリティ課題の開示を通じ、企業がそれらの課題について必要な検討と取組みを行うことが期待される。投資家は開示された企業の取組みを深く理解し、建設的な対話を通じて、企業価値の向上を促すことが期待される

▶ 本調査の目的

- ▶ このような背景から、本調査では、日本におけるサステナビリティ開示・保証の基準開発を行う上での考察を見出すことを目的として、主要国におけるサステナビリティ情報等の開示・保証に関する基準、ガイダンス、法規制等を調査するとともに、会計士協会等へのヒアリング調査を行った

本調査の概要

1-2. 実施内容

▶ 本調査の構成

- ▶ 本調査は以下の3つから構成される
 - ▶ 各国のIFRS S1/S2の適用に伴う軽減措置の調査
 - ▶ 各国の電子開示制度におけるシステム連携の調査
 - ▶ 各国の保証業務提供者及び保証手続の調査



本調査の概要

1-2. 実施内容

▶ 本調査の実施内容

▶ 各国のIFRS S1/S2の適用に伴う軽減措置

- ▶ シンガポール、韓国、英国、カナダについて、段階適用の有無、報告期限延長の有無、訂正報告の緩和等、開示負担軽減措置について基準の調査を行った
- ▶ フランス法定監査人協会(CNCC)サステナビリティ委員会共同議長兼フランス会計基準機構(ANC)ボードメンバー兼欧州財務報告諮問グループ・サステナビリティ・レポーティング・ボード(EFRAG SRB)メンバーに対して、他の報告書への参照の有無、Dual Complianceの可否、セーフハーバールール等、開示負担軽減措置についてヒアリング調査を行った

▶ 各国の電子開示制度におけるシステム連携

- ▶ 米国、英国、フランス、シンガポールについて、電子開示制度の概要、財務情報とサステナビリティ情報のシステム連携の有無等について調査を行った

▶ 各国の保証業務提供者及び保証手続

- ▶ スペイン、カナダ、豪州、ドイツ、シンガポールについて、保証業務提供者の要件や検査・監督機関、法改正の有無等について法令等の調査を行った
- ▶ Accountancy Europe、フランス法定監査人協会(CNCC)サステナビリティ委員会共同議長兼フランス会計基準機構(ANC)ボードメンバー兼欧州財務報告諮問グループ・サステナビリティ・レポーティング・ボード(EFRAG SRB)メンバー、スペイン勅許会計士協会(ICJCE)に対して、法改正の有無、資格・登録制度等についてヒアリング調査を行った
- ▶ フランス、オランダについて、マテリアリティの識別と収集プロセス、バリューチェーンを含む内部統制の理解、グループ保証等についてガイダンスの調査を行った

本調査の概要

1-3. 各国比較表(サステナビリティ情報開示の軽減措置について)

- ▶ 今回のサステナビリティ情報の開示についての調査対象国(米国、シンガポール、韓国、英国及びカナダ)においては、サステナビリティ情報開示の適用時期は、企業の規模に応じて段階的に適用される傾向にあることが確認された
- ▶ 開示基準についてはISSB基準又はISSB基準を基に国内の特殊性を考慮した基準を使用する傾向がある
- ▶ サステナビリティ情報の開示タイミングは、財務情報開示と同じであることが多い
- ▶ 米国において、気候関連開示におけるセーフハーバールールが導入されたことが確認された

項目	米国	シンガポール	韓国	英国	カナダ
適用開始時期と適用対象企業	<ul style="list-style-type: none"> 全てのSEC登録企業が対象 適用日は登録企業のステータスに応じて段階的に導入される LAFsから2025年度より適用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 上場企業:2025年度 非上場大企業:2027年度 上記以外の非上場企業:2030年までの報告義務化の可否を2027年度に検討実施の方針 	<ul style="list-style-type: none"> 段階的開示 2024~2028年度 (KOSPI上場企業) KOSPI全上場企業 2029年度 FSCIは2023年10月開催の会合で、開示義務の開始を少なくとも1年間延期することを決定 	<ul style="list-style-type: none"> S1とS2の承認完了時期については不明であるが、以下の適用開始時期が想定される 上場企業:2025年1月 その他企業:2025年1月以降 	<ul style="list-style-type: none"> カナダの国内基準CSDS 1とCSDS 2は2025年1月1日以降より適用することが可能 CSDS基準を義務化するかどうか、及び義務化する場合の対象事業体と適用期間については未定
適用する開示基準 (ISSBのS1基準・S2基準からの緩和措置の有無含む)	<ul style="list-style-type: none"> SECによる気候関連開示規則は、TCFDやGHGプロトコルをベースに作成されている Scope3の開示は要求しない 	<ul style="list-style-type: none"> 上場企業は、2025年度からISSBに準拠した気候関連開示を報告することが求められる ISSB基準における経過措置が適用 上場企業のScope3の開示は2026年度から、非上場大企業のScope3の開示は2029年度以降となる 	<ul style="list-style-type: none"> 緩和措置については未定 ISSBを基準としつつも国内市場や企業の特異性を踏まえた基準の策定を進める 最初のKSSB基準は3月に公開草案の形で公表され、6月に最終決定される予定 	<ul style="list-style-type: none"> 緩和措置については未定 緩和措置は承認段階で検討される領域に含まれている可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ISSBのS1基準・S2基準をベースとしたカナダ版の基準を作成 気候変動に関連するリスクと機会以外のサステナビリティ情報については経過措置が設けられている
開示タイミング	<ul style="list-style-type: none"> GHG排出量について報告時期に猶予を設定(翌事業年度の第二四半期のSEC提出書類期限日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> 2026年度からサステナビリティ報告書と年次報告書の同時開示が求められる 上場企業がサステナビリティ報告書を別に発行する場合(年次報告書には要約を記載): 決算日後4カ月以内、外部保証を得る場合はサステナビリティ報告書作成のための十分な時間を確保するためさらに1カ月の猶予を与えられ、決算日後5カ月以内となる(2025年度のみ経過措置) 年次報告書に含める場合: 上場企業は決算日後5カ月以内、非上場企業は決算日後7カ月以内 	<ul style="list-style-type: none"> 未定 	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表と同じく、上場企業は決算日から4カ月以内、非上場企業は決算日から9カ月以内のタイミングで開示することが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表と同じく、企業の記念日(会社の決算日・設立日・合併日)の翌日から60日以内のタイミングで開示することが望ましい
その他実務負担軽減のための措置の有無	<ul style="list-style-type: none"> セーフハーバーの適用について、将来予測情報(移行計画・シナリオ分析・インターナルカーボンプライス・気候関連目標)が対象 	<ul style="list-style-type: none"> 会社法では、不備のある財務諸表について、裁判を通じた負担の大きい法的手続きを経ずに、自主的に修正することが認められているが、不備のある気候関連開示を自主的に修正する際にも、同様の仕組みが利用可能である 親会社が他の国際基準や枠組みを用いて気候関連開示を報告する非上場大企業は、2027年度から2029年度まで、気候関連開示の報告が免除される 	<ul style="list-style-type: none"> ESG開示制度の円滑な導入のため、制度導入当初は、制裁の水準を最小限にとどめる方針 	<ul style="list-style-type: none"> 未定 	<ul style="list-style-type: none"> 企業がCSDS基準を適用してから最初の2年の開示ではScope 3の開示は免除される(ISSB基準では基準を適用してから1年分のみScope 3の開示が免除されている)

本調査の概要

1-3. サステナビリティ情報開示に関するCNCCサステナビリティ委員会共同議長兼フランスANCボードメンバー兼EFRAG SRBメンバーへのヒアリング調査結果

項目	CNCCサステナビリティ委員会共同議長兼フランスANCボードメンバー兼EFRAG SRBメンバー
サステナビリティ開示について、他の報告書の参照実態	<ul style="list-style-type: none">参照先の文書については「マネジメントレポートと同じタイミングまたはそれ以前に発行されている」という条件が課されており、将来開示される予定の文書を参照することはできない保証提供者は、サステナビリティ開示に含まれる外部文書からの参照情報も含めて保証する必要があり(ESRS1 第120項)、参照情報についてもサステナビリティ開示に適用される法的要件に従って責任を負うことになる
サステナビリティ情報の開示負担軽減及びセーフハーバー	<ul style="list-style-type: none">フランスではNFRDにより非財務情報をマネジメントレポートを含めることが義務付けられてきた経緯があるため、サステナビリティ情報だけ開示が遅れるという事態は想定されておらず、開示負担の軽減措置の制定も予定されていない欧州では決算日からマネジメントレポート※¹を提出するまでの猶予が4か月設けられており、日本と比較して開示まで余裕がある▶ セーフハーバールールについての項目は存在しない
Scope 3 排出量開示の実態	<ul style="list-style-type: none">▶ 企業がScope 3開示に対応していくためには、中小企業を含めたバリューチェーン全体での開示に向けた対応が必要となるため、EFRAGから中小企業向けの自主開示基準(VSME ESRS)が作成されている中小企業向け自主開示基準は、中小企業の開示実務を支援するほか、大企業にとってもScope 3開示の充実・円滑化するための環境を整備するという2つの狙いがある本基準を利用して中小企業は自主的にサステナビリティ情報を開示することで、Scope 3開示を行う複数の大企業からの問い合わせに対応する手間が軽減されることが期待される

※1: 欧州委員会において定められている、当該企業の事業が直面する主なリスクと不確実性の説明とともに、事業の発展と業績、及びその地位に関してまとめた文書(出典: [欧州議会理事会指令2013/34/EU第19条](#))

本調査の概要

1-3. 各国比較表(電子開示制度について)

項目	米国	英国	フランス	シンガポール
財務情報電子開示システム	EDGAR	NSM / HRMC* Companies House	ONDE(ファイリング用) / BDIF(閲覧用)	BizFile+
対象会社	上場企業	上場企業 / UKで事業を営む全ての事業者	上場企業	上場企業及び未上場企業
サステナビリティ情報電子開示システム	-	-	-	SGX ESGenome
対象会社	-	-	-	上場企業
閲覧制限	誰でも閲覧可能	NSM: 誰でも閲覧可能 HRMC:アナリストや税務調査官 Companies House:誰でも閲覧可能	ONDE: 誰でも閲覧可能 BDIF: 提出する企業やその関係者	BizFile+: シンガポールの国民及びシンガポールで勤務する外国人のみ SGX ESGenome: 登録した上場企業のみ
規制当局と取引所等によるシステム連携(財務情報)	規制当局 (SEC)と証券取引所 (NYSE、NASDAQ) のシステム連携はない	規制当局 (NSM / HRMC* Companies House)と証券取引所 (LSE)のシステム連携はない	規制当局 (AMF)と証券取引所 (Euronext Paris)のシステム連携はない	規制当局 (ACRA)と証券取引所 (SGX)のシステム連携はない
規制当局と取引所等によるシステム連携(サステナビリティ情報)	サステナビリティ情報電子開示システムは無い為、規制当局と証券取引所のシステム連携はない	サステナビリティ情報電子開示システムは無い為、規制当局と証券取引所のシステム連携はない	サステナビリティ情報電子開示システムは無い為、規制当局と証券取引所のシステム連携はない	規制当局 (ACRA) の電子開示システム BizFile+と証券取引所 (SGX)のサステナビリティ情報開示システムSGX ESGenomeのシステム連携はない
備考	SECの気候変動関連開示規則では、インラインXBRLを用いて、定性的及び定量的な気候関連開示にタグ付けをし、EDGARを通しての提出が求められる サステナビリティ情報の開示場所として、他のSEC提出書類を参照できる(電子タグ要求を満たす限り)	英国ではHMRCとCompanies Houseにそれぞれ提出する必要があった、一本化され、2024年3月現在、Companies Houseへの提出の一本化が可能となった	CSRD情報のXBRLを用いた電子タグ付けは2026年から義務付けられると予想されている(EFRAGとESMAが関与する予定)	SGX ESGenomeはGRI、TCFD、SDGsなどのグローバルスタンダードやフレームワークにマッピングされた3,000以上のESG指標を提供している

本調査の概要

1-3. 各国比較表(保証業務提供者について)

項目	スペイン	シンガポール	豪州	ドイツ
保証業務提供者(Profession-agnosticかどうか)	会計士以外も認める	会計士以外も認める	財務諸表監査を行う監査人	未定(会計士のみとなる可能性が高い)
(Profession-agnosticの場合)保証業務提供者の要件と認定枠組み	あり	あり	NA	NA
(Profession-agnosticの場合)保証業務提供者に対する検査・監督	ICAC	ACRA SAC	NA	NA
(Profession-agnosticの場合)法改正事項	登録簿制度(予定)	協議予定	NA	NA
(Profession-agnosticの場合)自主規制機関による上記検査や基準開発に対する関与	スペイン勅許会計士協会(ICJCE)はICACより国内の基準の策定を委任されている	未定	NA	NA
(Profession-agnosticの場合)倫理基準及び組織の品質管理基準	監査人と同等の基準	未定	NA	NA
保証業務提供者の試験・資格制度	あり	あり	保証業務提供者となる財務諸表監査人が、既存のGHG・エネルギー報告制度の登録監査人等を活用することができる制度設計	あり(詳細未定)

※カナダに関しては、保証業務提供者として会計士以外も認める予定(その他の点については現時点で未定)

本調査の概要

1-3. 各国比較表(欧州の会計士協会等へのヒアリング調査結果)

項目	Accountancy Europe	CNCCサステナビリティ委員会共同議長兼フランスANCボードメンバー兼EFRAG SRBメンバー	ICJCE(スペインの勅許会計士協会)
会計士以外も保証提供者として認めた背景	様々なプロバイダーが存在することを支持。フェアな競争環境の維持が重要。	IASPがNFRDに基づく非財務報告の保証を提供することを認めてきた過去の経緯、保証業務提供者を選択するために幅広い市場を確保する目的等。	過去より会計士以外もサステナビリティ情報の保証を提供してきた実績、サステナビリティ保証に必要な技術的な専門性を持った会計士が十分に存在しないこと等。
会計士のリソース	多くの監査法人では、資格を持たないエンジニア、IT専門家、環境専門家などがおり、会計士の数だけが問題ではない。	大企業の約9割強が法定監査人を指名している。フランスでは共同監査が義務付けられているが、サステナビリティ情報については、共同保証が義務付けられているわけではないものの、共同保証人の選任を提案する企業も出てきている。政府・規制当局は、保証提供者の数を十分に確保するため、保証提供者の幅を広げたいと考えている。	大企業の7割以上が法定監査人を指名している。サステナビリティ保証に必要な技術的な専門性を持った会計士を十分に確保するため、将来的には監査人と監査人以外が一緒のチームで業務にあたることもあり得る。
CSRDを国内法化する際の法令改正	教育要件に関して、公認会計士、それ以外のIASPを含む全ての保証提供者への詳細な教育要件がある。	法改正上の留意点は、保証の要件やIASPの専門要件は、可能な限り監査と同じにすること。例えば、財務諸表監査で要求される法定監査人の任期(6年)や不正や違法行為の報告義務等は、サステナビリティ保証でも同様に要求される。	監査とサステナビリティの専門家向けの登録局を設ける新たな制度を定める法改正が予定されている。
保証業務提供者の登録制度	IASPについてはaccreditation(認定制度)がある。	IASPはフランスの国内機関であるCOFRACの認定が必要(法定監査人は当該認定は不要)。法定監査人や以前よりNFRDの非財務報告の保証を提供していたIASP登録者は、保証業務提供者として登録するために、年間90時間の研修プログラムを完了する必要がある。	監査の経験がある公認会計士はサステナビリティ保証に提供者として自動的に登録。他のサステナビリティの専門家等は試験等を経て登録。登録のために、会計士以外及び監査人は2024年から2027年の間に30時間の研修が必要。
保証業務提供者の業務制限	特記事項なし	財務諸表監査と同様、サステナビリティ保証とコンサルティング業務との同時提供禁止。監査人と保証人が相互に議論出来よう職業上の秘密保持の要件を変更。	財務諸表監査と同様、サステナビリティ保証とコンサルティング業務との同時提供禁止。ファームローテーション制度が存在し、同じ保証人がサステナビリティ保証提供できるのは最長で10年間。
保証業務提供者の責任に関する法令	特記事項なし	法令で罰則等を含め明記されており、基本的には法定監査人と同等である。	関連する法令はない。
監督官庁から会計士協会等への権限委託	特記事項なし	権限委託はない。	ICJCEはICACより国内の基準法の策定を委任され、ガイダンスを作成する権限を有している。
倫理独理性基準及び組織の品質管理基準	特記事項なし	H2Aの倫理規定に含まれており、会計士とIASPに同等の規程が適用される。	会計士と会計士以外で単一の基準が適用されており、国際基準(ISQM1やIESBA)と同等のスペイン基準がある。
保証業務提供者の試験・資格制度	特記事項なし	上記「保証業務提供者の登録制度」参照。試験や資格認定制度を設ける予定(詳細未定)	上記「保証業務提供者の登録制度」参照。試験科目の詳細は検討中。
会計士協会の会員資格の変更	特記事項なし	IASPは会計士協会の会員にはなれない。	現在、監査法人に所属する会計士以外の人材がICJCEに所属できるように内部法規を変更中。

IASP: 独立した保証サービス提供者(Independent Assurance Service Provider)

H2A: 監査高等評議会(Haute Autorité de l'Audit)

Confidential - All Rights Reserved - Ernst & Young ShinNihon LLC. 2024

COFRAC: フランス認定委員会(Comité Français d'Accréditation)

ICAC: スペイン会計監査機関(Instituto de Contabilidad y Auditoría de Cuentas)

本調査の概要

1-3. 各国比較表(フランス及びオランダの保証基準等について)

項目	フランス 限定的保証ガイドライン	オランダ サステナビリティ情報保証基準
サステナビリティ報告書で報告される情報(マテリアリティ)の識別と収集プロセス	<p>ステークホルダーの識別</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務実施者はステークホルダーの識別に採用されたアプローチを評価する(第49項) <p>インパクトマテリアリティ(Impact materiality)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務実施者は、テーマ別ESRSの対象となるサステナビリティの各事項について、インパクトマテリアリティを決定するための企業のアプローチを評価する(第51項) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の経営者がサステナビリティ報告の関連トピックを特定するプロセスを理解する(第29項) 適用規準に基づいて企業がトピックを選択したことを評価する(第30項) 監査人が、適用規準に基づいて企業がサステナビリティ報告書の特定のトピックについて報告すべきであると考え、企業がそれを行わなかった場合、監査人は、そのことが結論の範囲にどのような影響を及ぼすかを判断するか、又は契約を解除することを検討する(第31項)
バリューチェーンを含む内部統制の理解	<p>サステナビリティ報告書とその作成に関連する内部統制の要素、特に以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 統制環境、統制活動、モニタリング及び是正措置の手法、情報作成システム、情報伝達方法 <p>バリューチェーン上の企業に関する手続に関して記載はない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 限定的保証では、サステナビリティ報告とその作成に関連する内部統制の構成要素(統制環境、情報と伝達、リスク評価)を、業務実施者が理解する(第38B項)。合理的保証ではさらに、統制活動、モニタリングの理解が求められる(第39R項) 内部統制の構成要素の理解を得るにあたり、バリューチェーン上の企業の検討も含む(第40a項)。ただし、詳細な手続の記載はない
定性的情報に対する手続き	<p>NA (定性・定量と区分した記載はない)</p>	<p>定性的情報に対する手続き(第57項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当者への質問 裏付けとなる内部情報及び外部情報を調査又は検査 取締役会やサステナビリティ関連会議議事録の閲覧
グループ保証	<ul style="list-style-type: none"> マテリアリティ評価、リスク評価、機会評価を偏りなく特定できるような方法ですべての子会社を対象としていることを検証する(第59項) 企業が、グループレベルの重要なIROと、子会社の重要なIROとの間に1つ以上の著しい差異があることを確認した場合、業務実務者は、企業が適切なIROの説明を提供していることを検証する(第60項) 	<p>グループ保証</p> <ul style="list-style-type: none"> グループの構成要素及び拠点の重要性を、その性質や規模、重要な虚偽表示リスクに基づき検討する(第68項) 重要なグループの構成要素については、グループ保証人又は当該構成要素の保証人が、特定の作業を行わなければならない(第70項)

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革及び事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務及びトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査及び保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp